

練馬区告示第289号

害虫駆除を実施するため、練馬区立区民ホール条例（平成元年3月練馬区条例第14号）第5条ただし書、練馬区立心身障害者福祉集会所条例（平成元年3月練馬区条例第15号）第4条ただし書、練馬区立はつらつセンター条例（平成元年3月練馬区条例第16号）第5条第3項、練馬区立児童館条例（昭和45年3月練馬区条例第2号）第4条第3項、練馬区立障害者地域生活支援センター条例施行規則（平成15年12月練馬区規則第117号）第4条ただし書、練馬区立子ども家庭支援センター条例（平成17年7月練馬区条例第65号）第5条第1項ただし書および練馬区区民センター施設使用条例（平成元年3月練馬区条例第18号）第3条第2項に基づき、光が丘区民センターに属する施設を下記のとおり休館および休業とする。

令和8年5月29日

練馬区長 吉田 健一

記

- 1 休館または休業期日
令和8年6月6日（土）
- 2 光が丘区民センターに属する施設
練馬区立光が丘区民ホール
練馬区立心身障害者福祉集会所
練馬区立はつらつセンター光が丘
練馬区立光が丘なかよし児童館

練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター

練馬区立地域子ども家庭支援センター光が丘